

## 付 議 第 2 号

### 高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令議案

高知県立学校職員服務規程（平成4年高知県教育委員会訓令第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求める。

#### 高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）

（委任事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

## 高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令議案説明

### 1 改正の主な内容

この訓令は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年高知県条例第 80 号）の施行により、月に 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の制度創設に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

### 2 施行期日

この訓令は、22年 4 月 1 日から施行する。

-----  
教育委員会訓令  
-----

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局  
県立学校

高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令**

高知県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「時間外勤務命令簿（別記第2号様式）」を「時間外勤務・休日勤務命令簿（別記第2号様式）」に改め、同条ただし書中「第13条」を「第13条第2項」に、「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

**第9条の2** 校長は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第9条の2第1項の規定に基づき職員に対し時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下この条において同じ。）を指定しようとするときは、時間外勤務代休時間指定簿（別記第2号様式の2）により時間外勤務代休時間を指定しなければならない。

第12条第1項中「平成6年高知県条例第46号。」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

## 第2号様式（第9条関係）

#### 時間外勤務・休日勤務命令簿



別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

## 第2号様式の2（第9条の2関係）

### 時間外勤務代休時間指定簿



**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

## 新　　旧　　対　　照　　表

新

旧

### 高知県立学校職員服務規程

(平成 4 年 12 月 24 日教育委員会訓令第 6 号)

#### (時間外勤務命令)

第 9 条 校長は、職員に対し勤務時間外において勤務させようとするときは、時間外勤務・休日勤務命令簿(別記第 2 号様式)により時間外勤務を命じなければならない。ただし、教員については、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和 46 年高知県条例第 40 号。第 13 条第 2 項において「給特条例」という。)第 6 条第 2 項に規定する場合を除き、時間外勤務は命じないものとする。

6

#### (時間外勤務代休時間の指定)

第 9 条の 2 校長は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 6 年高知県条例第 46 号)第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき職員に対し時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下この条において同じ。)を指定しようとするときは、時間外勤務代休時間指定簿(別記第 2 号様式の 2)により時間外勤務代休時間を指定しなければならない。

#### (休暇)

第 12 条 職員は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下この条において「条例」という。)第 13 条第 1 項に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、休暇届(別記第 4 号様式)により、その時季を明らかにして校長に請求しなければならない。

旧

### 高知県立学校職員服務規程

(平成 4 年 12 月 24 日教育委員会訓令第 6 号)

#### (時間外勤務命令)

第 9 条 校長は、職員に対し勤務時間外において勤務させようとするときは、時間外勤務命令簿(別記第 2 号様式)により時間外勤務を命じなければならない。ただし、教員については、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和 46 年高知県条例第 40 号。第 13 条において「給特条例」という。)第 6 条第 2 項に掲げる場合を除き、時間外勤務は命じないものとする。

#### (休暇)

第 12 条 職員は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 6 年高知県条例第 46 号。以下この条において「条例」という。)第 13 条第 1 項に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、休暇届(別記第 4 号様式)により、その時季を明らかにして校長に請求しなければならない。

第2号様式(第9条関係)

## 時間外勤務・休日勤務命令簿

四

第2号様式(第9条関係)

### 時間外勤務・休日勤務命令簿

**A: 正規の勤務時間が割り振られた日(休日勤務手当の支給対象となる日を除く。)の時間外勤務**

**B: 上記以外の時間外勤務**

